

高浜発電所1、2号機の常設直流電源設備設置工事について（概要）

1. 概要

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置する。

常設直流電源設備(3系統目)は、本体施設の工事計画認可（高浜発電所1号機、2号機:2016年6月10日）から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求されている。

2. 設計及び工事計画認可申請の経緯

2019年6月14日 原子炉設置変更許可申請

2019年9月25日 原子炉設置変更許可

2020年7月17日 設計及び工事計画認可申請

3. 工事概念図

